不適切な服務管理

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 中央府税事務所 | 特別休暇（服喪休暇）について、親族の対象外の者を承認しているものがあった。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 職員 | 続柄 | 休暇承認日 | | Ａ | 配偶者のおば（服喪休暇対象外） | 令和３年９月14日 | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、所属のチェック体制を強化する等、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。   |  |  |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 【職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例】  （特別休暇）  第15条　任免権者は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める期間の特別休暇を与えることができる。  　六　前各号に掲げるもののほか、人事委員会規則で定める場合　人事委員会規則で定める期間  【職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則】  （特別休暇）  第10条　条例第15条第６号の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に定める場合とし、同号の人事委員会規則で定める期間は、当該各号に定める期間とする。  　六　親族の喪に服する場合　別表第５に定める日数以内で必要と認める期間  　別表第５（第10条関係）   |  |  | | --- | --- | | 死亡した者 | 日数 | | 父母、配偶者、子 | ７日 | | 祖父母、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母 | ３日 | | 孫、子の配偶者、配偶者の子、祖父母の配偶者、配偶者の祖父母、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹、おじ又はおば、おじ又はおばの配偶者 | １日 |   　（以下略） | |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年10月14日）

不適切な服務管理

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 中央府税事務所 | 人間ドックの受診に係る職務専念義務の免除について、人間ドックの受診及びその結果説明等に要する時間は職免として取り扱うことができるが、職免の適用対象外とする受診についても職務専念義務が免除されていた。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 職員 | 受診内容 | 受診日 | 受診等の時間 | 職務に専念する  義務の免除を  承認した時間 | | Ａ | 人間ドック結果に伴う受診勧奨による再検査及び受診 | 令和３年  12月３日 | 午前９時00分  から  午後０時15分まで | 午前９時00分  から  午後０時15分まで | | 令和４年１月11日 | 午前９時00分  から  午前10時15分まで | 午前９時00分  から  午前10時15分まで | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。   |  |  |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 【地方公務員法】  (職務に専念する義務)  第35条　職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。  【職務に専念する義務の特例に関する条例】  (職務に専念する義務の免除)  第２条　府の職員及び府が設立した地方独立行政法人法第２条第２項に規定する特定地方独立行政法人（以下「特定地方独立行政法人」という。）の職員は、次の各号の一に該当する場合においては、あらかじめ任命権者(特定地方独立行政法人の理事長を含む。)又はこれらの委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。  二　厚生に関する計画の実施に参加する場合  【勤務時間、休日、休暇、出勤簿、服務】（総務事務システム「マニュアル・規定集・データ集」）  ○条例に基づく職務専念義務の免除  本府においては、職務専念義務の特例を「職務に専念する義務の特例に関する条例」及び「職務に専念する義務の特例に関する規則」により定めており、次に掲げる場合には、例外的に職務に専念する義務の免除を受けることができる。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 根拠 | 条文 | 具体例 | 備考 | | 条例  第２条  第２号 | 厚生に関する計画の実施に参加する場合 | 健康管理  ア．希望者を対象のもの  人間ドック、婦人科検診、大腸検診  （以下略） | （略） | | |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年10月14日）

リース資産の計上誤り

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| パスポートセンター | 下記の賃貸借契約について、ファイナンス・リース取引におけるリース資産に該当する場合は固定資産として計上しなければならないが計上していなかった。  また、リース資産の計上に伴い必要となる公有財産台帳への登載もされていなかった。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | １ | 借入件名 | 住民基本台帳ネットワークシステム端末機等の賃貸借 | | 借入金額 | 15,163,200円 | | 借入期間 | 令和元年６月１日から令和６年５月31日まで | | ２ | 借入件名 | 旅券申請受付窓口案内システムの賃貸借 | | 借入金額 | 8,199,144円 | | 借入期間 | 令和元年６月１日から令和６年５月31日まで | | ３ | 借入件名 | 大阪府パスポートセンターデジタル電話交換機の賃貸借 | | 借入金額 | 4,257,000円 | | 借入期間 | 令和２年６月１日から令和７年５月31日まで | | 検出事項について、速やかに公有財産台帳に登載するとともに、大阪府財務諸表作成基準等に基づき、適正な事務処理を行われたい。  【大阪府財務諸表作成基準】  （固定資産の分類及び計上）  第15条　固定資産の計上は次のとおりとする。  (5）リース資産  ファイナンス・リース取引（重要性の乏しいものを除く。）におけるリース資産を計上する。  【大阪府財務諸表作成基準の注解】  第15条　第５号関係  (1)　ファイナンス・リース取引は、複数年の賃貸借契約を締結するもののうち、法第214条に規定する債務負担行為を設定するもの等、リース期間とリース料を設定し、かつ、実質的に中途解約を禁止した契約をいう。  (2)　重要性の乏しいものとは、リース期間が１年以内のリース取引又はリース契約１件あたりのリース料総額（維持管理費相当額又は通常の保守等の役務提供相当額のリース料総額に占める割合が重要な場合には、その合理的見積額を除くことができる）が300万円以下のリース取引をいう。  【大阪府公有財産台帳等処理要領】  （その他の資産）  第20条　財産以外で作成基準に規定する次の各号に掲げる資産については、部局長等がそれぞれ、システムを利用して管理するものとする。また、その取得・管理・処分については、別に定めがある場合を除き、部局長等がそれぞれ、以下の方法により取り扱うものとする。  (1)　リース資産  ア　作成基準第15条第５号に規定する固定資産をいう。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年10月24日）

不適切な服務管理

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 障がい者自立センター | 人間ドックの受診に係る職務専念義務の免除について、受診終了後の勤務に服さなかった時間は年休等取得の手続を行わなければならないが、全日にわたって職務専念義務が免除されていた。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 職員 | 健康診断名 | 検診日 | 検診等の時間 | 職務に専念する  義務の免除を  承認した時間 | | Ａ | 人間ドック | 令和３年  ７月５日 | 午前９時00分  から  午後０時00分  まで | 午前９時00分  から  午後５時30分  まで  （全日） | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。   |  |  |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 【地方公務員法】  (職務に専念する義務)  第35条　職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。  【職務に専念する義務の特例に関する条例】  (職務に専念する義務の免除)  第２条　府の職員及び府が設立した地方独立行政法人法第２条第２項に規定する特定地方独立行政法人(以下「特定地方独立行政法人」という。)の職員は、[次の各号](http://www.pref.osaka.lg.jp/houbun/reiki/reiki_honbun/k201RG00000275.html#e000000037)の一に該当する場合においては、あらかじめ任命権者(特定地方独立行政法人の理事長を含む。)又はこれらの委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。  二　厚生に関する計画の実施に参加する場合  【勤務時間、休日、休暇、出勤簿、服務】（総務事務システム「マニュアル・規定集・データ集」）  ○条例に基づく職務専念義務の免除  本府においては、職務専念義務の特例を「職務に専念する義務の特例に関する条例」及び「職務に専念する義務の特例に関する規則」により定めており、次に掲げる場合には、例外的に職務に専念する義務の免除を受けることができる。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 根拠 | 条文 | 具体例 | 備考 | | 条例  第２条  第２号 | 厚生に関する計画の実施に参加する場合 | 健康管理  ア．希望者を対象のもの  人間ドック、婦人科検診、大腸検診  （以下略） | （略） | | |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年11月２日）

管内旅費の支給事務の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 中央子ども家庭センター | 管内出張をシステムに重複して入力し、そのまま承認された後、当該重複した出張の取消しを忘れたものがあった。  また、旅費支出の際にチェックされず、そのまま決裁を行ったため、旅費が過誤払となっていた。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 職員 | 出張日 | システム入力日 | | 過誤払旅費額 | | 当初入力日 | 重複入力日 | | Ａ | 令和４年３月31日 | 令和４年４月１日 | 令和４年４月４日 | 620円 | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、所属のチェック体制を強化する等、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年10月27日）

不適切な服務管理

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 中央子ども家庭センター | 人間ドックの受診に係る職務専念義務の免除について、受診終了後の勤務に服さなかった時間は年休等取得の手続を行わなければならないが、全日にわたって職務専念義務が免除されていた。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 職員 | 健康診断名 | 検診日 | 検診等の時間 | 職務に専念する  義務の免除を  承認した時間 | | Ａ | 人間ドック | 令和３年  ６月22日 | 午前９時00分  から  午後０時00分  まで | 午前９時00分  から  午後５時30分  まで  （全日） | | Ｂ | 人間ドック | 令和３年  ６月25日 | 午前８時30分  から  午後０時30分  まで | 午前９時00分  から  午後５時30分  まで  （全日） | | Ｃ | 人間ドック | 令和３年  ６月29日 | 午前９時00分  から  午後２時00分  まで | 午前９時00分  から  午後５時30分  まで  （全日） | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。   |  |  |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 【地方公務員法】  (職務に専念する義務)  第35条　職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。  【職務に専念する義務の特例に関する条例】  (職務に専念する義務の免除)  第２条　府の職員及び府が設立した地方独立行政法人法第２条第２項に規定する特定地方独立行政法人(以下「特定地方独立行政法人」という。)の職員は、[次の各号](http://www.pref.osaka.lg.jp/houbun/reiki/reiki_honbun/k201RG00000275.html#e000000037)の一に該当する場合においては、あらかじめ任命権者(特定地方独立行政法人の理事長を含む。)又はこれらの委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。  二　厚生に関する計画の実施に参加する場合  【勤務時間、休日、休暇、出勤簿、服務】（総務事務システム「マニュアル・規定集・データ集」）  ○条例に基づく職務専念義務の免除  本府においては、職務専念義務の特例を「職務に専念する義務の特例に関する条例」及び「職務に専念する義務の特例に関する規則」により定めており、次に掲げる場合には、例外的に職務に専念する義務の免除を受けることができる。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 根拠 | 条文 | 具体例 | 備考 | | 条例  第２条  第２号 | 厚生に関する計画の実施に参加する場合 | 健康管理  ア．希望者を対象のもの  人間ドック、婦人科検診、大腸検診  （以下略） | （略） | | |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年10月27日）

固定資産の計上誤り

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 中央子ども家庭センター | 公有財産台帳に登録のある一財産のうち一部を滅失した場合、滅失した部分相当額を、登録されている取得価額から減額（以下「除却」という。）する必要がある。また、除却する取得価額は、固定資産計上基準表で定める方法で算定することとなっている。  下記の工事における除却する取得価額の算出については、再調達価額を用いた方法としていたが、再調達価額に付随的支出（工事監理費）が含まれておらず、その結果、資産が過大計上されていた。  施設名：中央子ども家庭センター（なにわプラット）  異動年月日：令和４年３月10日    　公有財産財産台帳　登載内容（令和４年10月27日現在）   |  |  | | --- | --- | | 工事名 | 除却した取得価額 | | 昇降機設備改修工事 | 24,073,169円（注） |   （注）付随的支出（工事監理費）が含まれていない | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。  【大阪府公有財産台帳等処理要領】  （台帳の異動登録）  第５条　財産の所管換え、増改築、売払い等（以下「異動」という。）により、台帳に記載する内容に数量等の増減や事項の補正等の必要が生じた場合は、速やかにシステムを用いて当該内容の増減登録や事項修正登録を行うものとする。（以下略）  （台帳価格）  第12条　台帳に登録する取得価額（一円に満たない場合は一円とする。）は、次の各号によるものとする。  五　売却、撤去等で財産の滅失が生じた場合は、次の各号に掲げるとおり、取得価額を減額（以下「除却」という。）する。  イ　台帳に登録のある一財産のうち一部を滅失した場合  滅失した部分相当額を、登録されている取得価額から除却する。この場合、除却する取得価額は、別表４「固定資産計上基準表」により算定する。  別表４　固定資産計上基準表  （固定資産計上の基本方針）  １．取得時点での取引価格（購入代価等）だけではなく、その財産を取得するために要した付随的支出（詳細設計費など）も含めて資産として計上する。  ２．取得後に、当該資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことに要した支出は資産として計上する。なお、この場合における付随的支出についても前項の規定を準用する。  【５】除却・取替処理方針  １　売却、撤去等で資産の滅失が生じた場合  次の方法で台帳から除却を行う。  （２）１財産の一部を滅失した場合  ⇒除却した部分相当額を減額する。  ⇒除却すべき取得価額及び減価償却累計額は以下のいずれかの方法で行う。  ③再調達価額と別に定める「建設工事費デフレーター」を用いて算出 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年10月27日）

履行確認の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 吹田子ども家庭センター | 契約の履行完了に伴う検査（履行確認）は、予め決裁により指定された職員が行わなければならないが、下記の業務における検査については、検査員として指定されていない者が検査を行っていた。  契約名称：外国人相談通訳  　１　契約期間：令和３年10月13日  ２　契約金額：6,000円  ３　完了日：令和３年10月13日  ４　検査日：令和３年10月14日 | 検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。   |  | | --- | | 【地方自治法】  （契約の履行の確保）  第234条の２　普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合においては、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督又は検査をしなければならない。  【大阪府財務規則】  （検査）  第69条  ４　契約局長若しくは契約担当者又はこれらの者が指定する職員は、法第234条の２第１項の規定に基づき検査をしたときは、直ちに検査調書（様式第36号）を作成しなければならない。ただし、当該検査に係る契約の契約代金が150万円以下であるとき又は当該契約が知事が別に定めるものに該当するときは、納品書、工事の完了届書、請求書等に当該検査を行った旨を記載の上記名し、又は知事が別に定める方法により当該契約担当者若しくはその指定する職員が検査したことを示すことによってこれに代えることができる。  【大阪府財務規則の運用】  第69条関係  ２　規則第69条第２項による指定及び同条第４項に規定する職員の指定は、決裁により行わなければならない。 | |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年11月９日）

管内旅費の支給事務の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 吹田子ども家庭センター | 管内出張をシステムに重複して入力し、そのまま承認された後、当該重複した出張の取消しを忘れたものが５件あった。  また、旅費支出の際にチェックされず、そのまま決裁を行ったため、旅費が過誤払となっていた。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 職員 | 出張日 | システム入力日 | | 過誤払旅費額 | | 当初入力日 | 重複入力日 | | Ａ | 令和３年４月１日 | 令和３年４月６日 | 令和３年４月６日 | 230円 | | Ｂ | 令和３年12月15日 | 令和３年12月24日 | 令和３年12月27日 | 1,020円 | | Ｃ | 令和４年１月２日 | 令和４年１月４日 | 令和４年２月１日 | 1,080円 | | 令和４年１月20日 | 令和４年１月20日 | 令和４年１月20日 | 1,080円 | | Ｄ | 令和４年３月15日 | 令和４年３月21日 | 令和４年４月８日 | 440円 | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、所属のチェック体制を強化する等、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年11月９日）

旅費の精算事務の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 吹田子ども家庭センター | 旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後30日以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、ともに当該行為を怠り、精算が遅延しているものが３件あった。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 職員 | 出張先 | 出張期間 | 旅費支給額 | 精算日 | | Ａ | 兵庫県明石市 | 令和３年６月23日 | 2,340円 | 令和３年８月12日 | | 兵庫県明石市 | 令和３年６月24日 | 2,340円 | 令和３年８月12日 | | 兵庫県明石市 | 令和３年６月25日 | 2,340円 | 令和３年８月12日 | | 検出事項について、概算払を受けた者に対し、精算の必要性について周知徹底するとともに、支出命令者による確認を徹底することなどを通じ、法令等に基づく適正な事務処理を行われたい。   |  | | --- | | 【地方自治法施行令】  （概算払）  第162条　次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。  一 旅費  【大阪府財務規則】  （概算払の精算）  第47条　支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。 | |

　　監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年11月９日）

契約手続の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 池田保健所 | 委託契約において、受注者に再委託の必要が生じた場合は、発注者は受注者に書面により通知させ、承認しなければならないとされている。  下記委託契約について、受注者から再委託に係る書面通知を入手した上で承認手続を行っていたが、その後、変更契約により委託期間を延長した際の再委託に係る承認にあたって、書面通知の入手や再委託の意思決定が行われていなかった。  契約名称：新型コロナウイルス感染症疑い患者のPCR検査に係る検体採取等業務委託  １　当初契約  (1) 契約期間　　　　　　令和３年４月１日から同年６月30日まで  (2) 契約金額　　　　　　7,080,290円  (3) 再委託業務　　　　　検体採取業務  　　　　　　　　　　　 検体採取受付業務及び検体採取場内整理業務  (4) 再委託期間　　　　　令和３年４月１日から同年６月30日まで  ２　変更契約（１回目）  (1) 契約期間　　　　　　令和３年４月１日から同年９月30日まで  (2) 契約金額　　　　　　14,366,411円  ３　変更契約（２回目）  　(1) 契約期間　　　　　　令和３年４月１日から令和４年３月31日まで  　(2) 契約金額　　　　　　26,469,953円 | 検出事項について、今後、同様の契約により事業を実施する際には、指針等に基づき、再委託に係る書面通知の入手や書面による承認手続の実施など、適正な事務処理を行われたい。   |  | | --- | | 【委託役務業務における再委託等の承認事務に関する指針】  ４　承認の手続き  　(1)　受注者に再委託又は再々委託(以下「再委託等」という。)の必要が生じた場合は、発注者は受注者に、再委託等の相手方の商号又は名称、所在地及び代表者名、再委託等の金額、業務内容、期間、理由について書面により提出させるものとする。  　(2)　受注者から(1)の書面の提出があった場合、発注者は、２及び３に基づき審査のうえ、承認又は不承認を決定し、受注者に通知する。  　(5)　(1)から(4)の規定は、承認した再委託等の内容を変更する場合について準用する。  【新型コロナウイルス感染症疑い患者のPCR検査に係る検体採取等業務契約書】  （再委託等の禁止及び誓約書の提出）  第７条　乙は、この契約の履行について、業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、乙が、委任し、又は請け負わせようとする受任者又は下請負人の名称、委任し又は請け負わせる業務の内容、その他甲が必要とする事項を書面をもって甲に通知し、甲の承認を得て業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせるときは、この限りでない。 | |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年10月24日）

不適切な服務管理

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 池田保健所 | 出勤簿を確認したところ、早退ありとなっているものがあった。本件については、本来年休取得により処理することとしていたが、当該手続が行われずに放置されていた。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 職員 | 日付 | 出勤簿表示 | 原因 | | Ａ | 令和３年12月16日 | 早退 | 年休入力漏れ | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、職員の勤務時間、休日休暇等に関する事務の取扱いを遵守することを徹底されたい。今後、再発防止のために所属のチェック体制の強化を図られたい。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年10月24日）

不適切な服務管理

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 池田保健所 | 新型コロナウイルス感染症に係る職務専念義務の免除について、要件に該当しないものを承認していた。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 職員 | 承認日 | 職務に専念する義務の免除を承認した時間 | 免除願の理由 | | Ａ | 令和４年  ２月14日 | 午前９時00分から  午後５時30分まで  （全日） | 新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者に該当する可能性があったため | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。   |  | | --- | | 【地方公務員法】  (職務に専念する義務)  第35条　職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。  【職務に専念する義務の特例に関する条例】  （職務に専念する義務の免除）  第２条　府の職員及び府が設立した地方独立行政法人法第２条第２項に規定する特定地方独立行政法人(以下「特定地方独立行政法人」という。)の職員は、[次の各号](http://www.pref.osaka.lg.jp/houbun/reiki/reiki_honbun/k201RG00000275.html#e000000037)の一に該当する場合においては、あらかじめ任命権者(特定地方独立行政法人の理事長を含む。)又はこれらの委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。  三　前二号に規定する場合を除くほか、人事委員会(特定地方独立行政法人の職員に係るものにあっては、当該特定地方独立行政法人の理事長)が定める場合  【職務に専念する義務の特例に関する規則】  （職務に専念する義務の免除）  第２条　職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ任命権者又はその委任を受けた者の承諾を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。  十二　前各号のほか、人事委員会が適当と認める場合  【職員の勤務時間、休日、休暇等に関する事務取扱要領】  第８－３　新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の職務専念義務免除の取扱いについて  新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の服務上の取扱いについては、本府人事委員会との協議の上、職免規則第２条第12号に該当するものとし、職務に専念する義務の免除の取扱いについては、次のとおりとする。  (1)　職務に専念する義務を免除する場合  ｂ　保健所（帰国者・接触者相談センター）等から新型コロナウイルス感染症に感染したおそれのある者として、当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことを求められた場合及び当該感染症の感染の防止に必要な協力を求められた場合  (2)　職務に専念する義務を免除する期間  ⑴ｂに該当する場合、濃厚接触者として外出自粛等の協力要請を受けた期間又は時間 | |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年10月24日）

不適切な服務管理及び管内旅費の支給事務の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 池田保健所 | 出勤簿を確認したところ、退勤の記録がないものがあった。本件については、管内出張（宅着）をしていたにもかかわらず、出張入力を怠っており、旅費についても未払であった。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 職員 | 出張先 | 出張日 | 未払旅費額 | | Ａ | 大阪市中央区 | 令和３年11月10日 | 810円 |   また、出退勤の記録がないものが２件あった。本件については、管内出張（宅発宅着）をしていたにもかかわらず、出張入力を怠っており、旅費についても未払であった。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 職員 | 出張先 | 出張日 | 未払旅費額 | | Ａ | 大阪市中央区 | 令和３年９月28日 | 720円 | | 大阪市中央区 | 令和３年12月１日 | 720円 |   この内１件については、出張用務前は年休を取得していたが、誤った時間で届出・承認されていた。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 職員 | （誤）年休取得時間 | （正）年休取得時間 | 実際の勤務時間 | | Ａ | 午前９時15分から  午後２時00分まで | 午前９時15分から  午後３時00分まで | 午後３時00分から  午後５時45分まで | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、出張、職員の勤務時間、休日休暇等に関する事務の取扱いを遵守することを徹底されたい。今後、再発防止のために所属のチェック体制の強化を図られたい。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年10月24日）

管内旅費の支給事務の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 藤井寺保健所 | 管内出張をシステムに重複して入力し、そのまま承認された後、当該重複した出張の取消しを忘れたものがあった。  また、旅費支出の際にチェックされず、そのまま決裁を行ったため、旅費が過誤払となっていた。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 職員 | 出張日 | システム入力日 | | 過誤払旅費額 | | 当初入力日 | 重複入力日 | | Ａ | 令和３年10月19日 | 令和３年10月15日 | 令和３年10月19日 | 560円 | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、所属のチェック体制を強化する等、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年11月28日）

不適切な服務管理

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 藤井寺保健所 | 出勤簿を確認したところ、早退ありとなっているものがあった。本件については、本来年休取得により処理することとしていたが、当該手続が行われずに放置されていた。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 職員 | 日付 | 出勤簿表示 | 原因 | | Ａ | 令和４年３月25日 | 早退 | 年休入力漏れ | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、職員の勤務時間、休日休暇等に関する事務の取扱いを遵守することを徹底されたい。今後、再発防止のために所属のチェック体制の強化を図られたい。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年11月28日）

不適切な服務管理及び管内旅費の支給事務の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 藤井寺保健所 | 定期健康診断の受診に係る管内出張について、職員が誤って職務専念義務免除申請としてシステム登録を行い、決裁権者が誤って承認していた。そのため、管内出張に係る旅費も未払となっていた。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 職員 | 出張先 | 出張日 | 未払旅費額 | | Ａ | 大阪市中央区 | 令和３年４月21日 | 460円 | | Ｂ | 大阪市中央区 | 令和３年８月31日 | 410円 | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。  【職員健康管理事業における「服務の取扱い」一覧表（知事部局）（令和３年４月１日）】   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 健康診断等の種類（区分） | | 取扱い（受診に要する時間） | | | | １次検診 | ２次検診  [精密検査] | 管理検診 | | 一般定健 | 一般定期  健康診断 | 出張 | 出張 | 出張 | |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年11月28日）

公有財産台帳の登載誤り

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 藤井寺保健所 | 行政財産の使用許可の更新について、公有財産台帳への登載を行っていないものがあった。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 種別 | 許可数量 | 目的 | 年間使用料 | 許可期間 | | 土地 | 13.75㎡  φ200㎜×8.0ｍ  φ300㎜×2.1ｍ | ガス整圧器室用地  ガス管埋設 | （注１）  29,120円 | 平成30年４月１日から  令和５年３月31日まで | | 建物 | 1.29㎡ | ESCO事業における省エネルギー設備の設置 | （注２）  10,780円 | 平成31年４月１日から  令和６年３月31日まで |   （注１）公有財産台帳では、年間使用料の改定に伴う登載が行われず「25,520円」のまま放置されていた。  （注２）公有財産台帳では、年間使用料の改定に伴う登載が行われず「9,940円」のまま放置されていた。 | 検出事項について、速やかに公有財産台帳に登載されたい。  また、所属のチェック体制を強化する等、大阪府公有財産台帳等処理要領等に基づき、適正な事務処理を行われたい。  【大阪府公有財産規則】  (使用状況の確認)  第31条　部局長等は、その所管する行政財産の使用の許可の内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年１回、その許可に係る行政財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。  【大阪府公有財産台帳等処理要領】  （使用許可、貸付又は使用承認の状況）  第19条　部局長等は、使用許可、貸付又は使用承認を行ったときは、システムを用いて使用許可、貸付又は使用承認の情報を当該年度に登録するものとする。  ２　登録した使用許可、貸付又は使用承認の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年11月28日）

公有財産管理の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 藤井寺保健所 | 行政財産の使用許可状況の確認について、チェックリスト（※１）による使用状況の調査が実施されず、財産活用課長への報告（※２）も行っていなかった。  （※１）様式１：使用許可及び貸付に関するチェックリスト  （※２）様式２：使用許可及び貸付状況に関する実地調査報告書    　施設名：藤井寺保健所   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 種別 | 許可数量 | 許可目的 | 使用料 | 許可期間 | | 建物 | 1.29㎡ | ESCO事業における省エネルギー設備の設置 | 21,450円※ | 平成31年４月１日から  令和６年３月31日まで |  * 公有財産規則第29条に基づく減額後の使用料10,780円 | 公有財産事務のルール等について周知徹底を図り、適正な事務処理を行われたい。  【公有財産事務の手引】  第１章　総則  第２節　公有財産事務の概要  第２　公有財産の管理体制  ３　部局長等（財産管理者）の職務  　　　(4) 公有財産に係る報告及び確認に関すること。  ④　使用・貸付状況の確認  行政財産の使用許可・貸付け及び普通財産の貸付けについては、事務の統一と適正を図るため、毎年１回、使用状況を実地調査チェックリストにより、実地に調査、確認しなければならない。  【使用許可及び貸付状況に関する実地調査について（通知）（平成30年３月13日　財産活用課長）】  １　毎年７月１日（以下「基準日」という。）現在で使用許可又は貸付けを行なっているものについて、別添チェックリスト（様式１）により使用の状況を調査すること。なお、基準日は、同一年度内の別の日に変更することができる。  ２　調査は、原則として基準日の前後一月以内に行なうこと。  ３　調査を実施した場合は、別添報告書（様式２）により、基準日から二月以内に財産活用課長まで報告すること。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年11月28日）

不適切な服務管理

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 泉佐野保健所 | 出勤簿を確認したところ、遅参ありとなっているものがあった。本件については、本来年休取得により処理することとしていたが、当該手続が行われずに放置されていた。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 職員 | 日付 | 出勤簿表示 | 原因 | | Ａ | 令和４年１月27日 | 遅参 | 年休入力漏れ | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、職員の勤務時間、休日休暇等に関する事務の取扱いを遵守することを徹底されたい。今後、再発防止のために所属のチェック体制の強化を図られたい。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年10月３日から令和５年１月31日まで）

契約手続の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| こころの健康総合センター | 令和３年度自殺予防集中電話相談事業の委託契約締結において、大阪府財務規則第68条第３号を適用して契約保証金を免除していたが、契約保証金免除申請書を確認したところ、契約金額の７割に満たない履行実績が含まれており適用条件を満たしていなかった。  契約名称：令和３年度自殺予防集中電話相談事業  １　契約金額：9,367,802円（７割の契約金額は、6,557,461.4円）  ２　過去２年間の数回以上の契約実績  (1) 4,503,501円  (2) 4,829,651円  (3) 9,148,030円 | 【大阪府財務規則の運用】  第39条関係  ２　システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。  (2)　経費支出伺書を作成する時期  ア　競争入札の方法により契約を締結するもの  契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき  イ　ア以外のもの  経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。  【大阪府財務規則】  （支出負担行為）  第39条　知事又は第３条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。  ２　前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の２）を作成の上、これを行わなければならない｡ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。  検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。  【大阪府財務規則】  第68条　契約担当者は、一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の方法により契約を締結しようとする場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。  　三　令第167条の５又は令第167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が国、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第２条第１項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第２条第１項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを過去２年の間に全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。    【大阪府財務規則の運用】  第68条関係  １　規則第68条第３号中「種類」とは、土木一式工事、建築一式工事、アスファルト舗装工事、その他これらに含まれない工事については専門工事（建設業法の別表に掲げるもの）の区分、船舶（建造及び修理）等をいい、「規模」とは、契約金額を指し、「ほぼ同じくする」とは、契約金額の７割に相当する金額以上のものとする。また、「数回以上」とは、２回以上をいう。ただし、長期継続契約による場合の「規模」の基準となる契約金額は、契約書に契約月額の記載があるときは契約月額に12を乗じて得た金額を指し、契約書に契約月額の記載がないときは契約総額を契約月数で除した額に12を乗じて得た金額を指すものとする。  　　なお、「過去２年の間」とは、契約を締結しようとする日を起算日とする。 |

　　監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年10月６日）

決裁遅延

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| こころの健康総合センター | タクシー借上料について、経費支出伺書（支出負担行為）の変更の起案決裁が、会計年度を過ぎた出納整理期間中に行われていた。  契約名称：タクシー借上に係る契約  １　契約期間：令和３年４月１日から令和４年３月31日  ２　経費支出変更伺書の起案日：令和４年４月20日  ３　経費支出変更伺書の決裁日：令和４年４月21日  ４　支出負担行為変更額：18,682円 | 【大阪府財務規則の運用】  第39条関係  ２　システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。  (2)　経費支出伺書を作成する時期  ア　競争入札の方法により契約を締結するもの  契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき  イ　ア以外のもの  経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。  【大阪府財務規則】  （支出負担行為）  第39条　知事又は第３条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。  ２　前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の２）を作成の上、これを行わなければならない｡ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。  検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。  【大阪府財務規則】  （支出負担行為）  第39条　知事又は第３条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。  ２　前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の２）を作成の上、これを行わなければならない｡ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。  【令和４年４月１日付け改正前の大阪府財務規則の運用】  第39条関係  ２　システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。  (2)　経費支出伺書を作成する時期  ア　競争入札の方法により契約を締結するもの  契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき  イ　ア以外のもの  経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。 |

　　監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年10月６日）

管内旅費の支給事務の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| こころの健康総合センター | 管内出張をシステムに重複して入力し、そのまま承認された後、当該重複した出張の取消しを忘れたものがあった。  また、旅費支出の際にチェックされず、そのまま決裁を行ったため、旅費が過誤払となっていた。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 職員 | 出張日 | システム入力日 | | 過誤払旅費額 | | 当初入力日 | 重複入力日 | | Ａ | 令和３年11月25日 | 令和３年11月15日 | 令和３年11月18日 | 390円 | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、所属のチェック体制を強化する等、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年10月６日）

不適切な服務管理

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| こころの健康総合センター | 人間ドック（二次検診）に係る職務専念義務の免除について、受診前後の勤務に服さなかった時間は年休等取得の手続を行わなければならないが、全日にわたって職務専念義務が免除されていた。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 職員 | 健康診断名 | 検診日 | 検診等の時間 | 職務に専念する  義務の免除を  承認した時間 | | Ａ | 人間ドック  （二次検診） | 令和３年  ８月３日 | 午後１時00分  から  午後１時45分  まで | 午前８時30分  から  午後５時00分  まで  （全日） | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。   |  |  |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 【地方公務員法】  (職務に専念する義務)  第35条　職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。  【職務に専念する義務の特例に関する条例】  (職務に専念する義務の免除)  第２条　府の職員及び府が設立した地方独立行政法人法第２条第２項に規定する特定地方独立行政法人(以下「特定地方独立行政法人」という。)の職員は、[次の各号](http://www.pref.osaka.lg.jp/houbun/reiki/reiki_honbun/k201RG00000275.html#e000000037)の一に該当する場合においては、あらかじめ任命権者(特定地方独立行政法人の理事長を含む。)又はこれらの委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。  二　厚生に関する計画の実施に参加する場合  【勤務時間、休日、休暇、出勤簿、服務】（総務事務システム「マニュアル・規定集・データ集」）  ○条例に基づく職務専念義務の免除  本府においては、職務専念義務の特例を「職務に専念する義務の特例に関する条例」及び「職務に専念する義務の特例に関する規則」により定めており、次に掲げる場合には、例外的に職務に専念する義務の免除を受けることができる。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 根拠 | 条文 | 具体例 | 備考 | | 条例  第２条  第２号 | 厚生に関する計画の実施に参加する場合 | 健康管理  ア．希望者を対象のもの  人間ドック、婦人科検診、大腸検診  （以下略） | （略） | | |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年10月６日）

不適切な服務管理及び管内旅費の支給事務の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| こころの健康総合センター | 出勤簿を確認したところ、早退ありとなっているものがあった。本件については、管内出張（宅着）をしていたにもかかわらず、出張入力を怠っており、旅費についても未払であった。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 職員 | 出張先 | 出張日 | 未払旅費額 | | Ａ | 豊中市 | 令和４年１月25日 | 720円 | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、出張に関する事務の取扱いを遵守することを徹底されたい。今後、再発防止のために所属のチェック体制の強化を図られたい。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年10月６日）

時間外等勤務実績の登録・確認の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| こころの健康総合センター | 職員が時間外勤務命令を受け時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績の入力を行い、直接監督責任者は総務事務システムにより、職員の時間外勤務実績の入力漏れがないか確認しなければならないが、ともに当該行為を怠ったため、時間外勤務手当が支給されていないものが９件あった。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 職員 | 事実発生時期 | 件数 | | Ａ | 令和３年７月 | １件 | | Ｂ | 令和３年６月 | １件 | | 令和３年７月 | １件 | | 令和３年10月 | １件 | | Ｃ | 令和３年７月 | １件 | | 令和３年10月 | ３件 | | Ｄ | 令和３年５月 | １件 | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、職員に対し、時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績を入力するよう周知徹底し、直接監督責任者による確認を徹底することなどを通じ、適切な服務管理を行われたい。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年10月６日）

リース資産の計上誤り

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| こころの健康総合センター | 下記の賃貸借契約について、ファイナンス・リース取引におけるリース資産に該当する場合は固定資産として計上しなければならないが、計上していなかった。  また、リース資産の計上に伴い必要となる公有財産台帳への登載もされていなかった。   |  |  | | --- | --- | | 借入件名 | こころの健康総合センターで使用する緊急車両の賃貸借１台 | | 借入金額 | 7,620,480円 | | 借入期間 | 平成30年３月１日から令和６年２月29日まで | | 検出事項について、速やかに公有財産台帳に登載するとともに、大阪府財務諸表作成基準等に基づき、適正な事務処理を行われたい。  【大阪府財務諸表作成基準】  （固定資産の分類及び計上）  第15条　固定資産の計上は次のとおりとする。  (5）リース資産  ファイナンス・リース取引（重要性の乏しいものを除く。）におけるリース資産を計上する。  【大阪府財務諸表作成基準の注解】  第15条　第５号関係  (1)　ファイナンス・リース取引は、複数年の賃貸借契約を締結するもののうち、法第214条に規定する債務負担行為を設定するもの等、リース期間とリース料を設定し、かつ、実質的に中途解約を禁止した契約をいう。  (2)　重要性の乏しいものとは、リース期間が１年以内のリース取引又はリース契約１件あたりのリース料総額（維持管理費相当額又は通常の保守等の役務提供相当額のリース料総額に占める割合が重要な場合には、その合理的見積額を除くことができる）が300万円以下のリース取引をいう。  【大阪府公有財産台帳等処理要領】  （その他の資産）  第20条　財産以外で作成基準に規定する次の各号に掲げる資産については、部局長等がそれぞれ、システムを利用して管理するものとする。また、その取得・管理・処分については、別に定めがある場合を除き、部局長等がそれぞれ、以下の方法により取り扱うものとする。  (1)　リース資産  ア　作成基準第15条第５号に規定する固定資産をいう。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年10月６日）

大阪府営業時間短縮協力金の審査・支給業務等に係る契約手続等について　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　対象受検機関：商工労働部協力金推進室

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事務事業の概要 | 検出事項 | 改善を求める事項（意見） |
| １　大阪府営業時間短縮協力金（以下「時短協力金」という。）について  （1）支給の目的  府では、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく営業時間短縮の要請等に全面的に協力した飲食店等に対し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び事業継続を目的に時短協力金を支給している。  （2）審査・支給の状況（令和４年10月26日現在）  ア　第１期から第11期までの申請件数　　　　約620,600件  イ　第１期から第11期までの支給件数　　　　約613,800件  ウ　第１期から第11期までの支給額　　　　　約829,461百万円  エ　第１期から第11期の支給率　　　　　　　　各期100％（※）  （※）ただし、時短協力金の支給率は不支給・疑義内容確認中等を除いたもの  （3）時短協力金の審査・支給に係る実施体制  ア　時短協力金の審査・支給等の事務については、いずれの期も要件審査（裁量判断を伴うもの）や支給決定を府が行い、その他の事務について、一部又は全部を委託により実施している。  イ　第１期から第３期においては、受注者が判断に迷うような、マニュアルに掲載しきれない様々な疑義が発生し、審査・支給業務に遅延が生じたことから、府職員を増員し審査判断の迅速化を図った。この結果、令和３年６月末時点で審査をほぼ終了した。  【実施形態】   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | |  | 第１期～第３期 | 第４期～第９期 | 第10期・第11期 | | 委託方法 | 委託 | 一部委託 | 委託 | | 委託期間 | 令和３年１月29日  ～同年９月30日 | 令和３年５月19日  ～令和４年９月30日 | 令和４年２月21日  ～同年11月30日 | | 審査方法 | ・府が定める審査基準に基づき受注者が審査  ・審査に疑義が生じた場合に府職員が判断 | １次審査：府が定める基準に基づき受注者が審査  ２次審査：府職員が実施 | ・府が定める審査基準に基づき受注者が審査  ・審査に疑義が生じた場合に府職員が判断 |   ２　時短協力金の審査・支給業務等に係る契約手続等について  （1）再委託の承認に係る手続について  「大阪府営業時間短縮協力金」支給及び関連業務について、業務の一部（協力金コールセンター運営業務）を再委託により実施していた。  ・ 再委託の期間　　　令和３年５月19日から同年６月30日まで  ア　再委託承認の意思決定手続について  (ｱ) 「大阪府営業時間短縮協力金」支給及び関連業務契約書（以下「契約書」という。）における規定内容  ・ 第４条第１項において、受注者が業務の一部を再委託する場合、書面をもって発注者に通知し、承認を受けなければならない旨が定められている。  ・ 第１条第３項において、発注者が再委託の承認を行う場合は、書面により行わなければならない旨が定められている。  (ｲ) 受注者は、契約書及び変更契約書に基づき、再委託の承認に係る通知を書面により提出している。  (ｳ) 府は、当該通知に対し、承認する旨を口頭で回答している。また、再委託承認の意思決定を管理職において行ったとしているが、行政文書管理システムでの起案が行われておらず、書類等も残っていないため、再委託の承認に係る意思決定を確認できなかった。  イ　暴力団排除等に係る手続について  (ｱ) 暴力団排除等に係る規定内容  ・　契約書第４条第３項において、受注者は、再委託の受任者が大阪府暴力団排除条例に規定する暴力団員等でないことを表明した誓約書（以下「誓約書」という。）を徴取し、発注者に提出しなければならない旨が定められている。  ・　大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（以下「暴力団等の排除に係る措置に関する規則」という。）第８条第３項において、府は、受注者を通じて、再委託の受任者に係る誓約書を、再委託契約を締結する前に提出するよう求めるものとする旨が定められている。  (ｲ) 府は、受注者から再委託の受任者に係る誓約書を徴取することなく、再委託の承認を行っている。なお、府はその後、当該再委託受任者と令和３年７月１日付で営業時間短縮協力金・大規模施設等協力金コールセンター運営業務について委託契約を締結するに当たり、誓約書を徴取している。  ウ　個人情報保護条例に基づく手続について  (ｱ) 個人情報の保護に係る規定内容  個人情報保護条例に基づく個人情報取扱事務委託基準３(6)において、受注者が委託事務を再委託する場合は、発注者の承認を必要とし、その諾否の判断に当たっては、再委託先においても個人情報取扱特記事項を遵守することを確認した上で行う旨が定められている。  (ｲ) 府は、受注者に口頭で確認したのみであり、再委託先が契約書の（別記）特記仕様書で定める個人情報取扱特記事項を遵守していることを確認した書類等はなかった。  (2)支払手続について  ア 支払手続に当たっては、契約書、仕様書、設計書その他の関係書類に基づいて検査を実施し、業務の履行を確認することとされている。その場合、これらの書類は容易に検索、閲覧が可能な専用場所等において管理することが求められる。  イ 下記業務委託においては、受注者が契約書に基づき提出した業務報告書には、人件費及び経費の執行済額の記載はあるものの、当該費用に係る内訳明細の添付はなかった。精算時の検査では、受注者から関係書類を取り寄せて確認していたとのことであったが、検査調書の決裁文書等には費用の裏付けとなる確認資料は添付されておらず、容易に検索、閲覧できる管理状態になかった。  　　なお、同資料については別の場所に保管されていたとして、後日提出があった。   |  |  | | --- | --- | | 業務名称 | 大阪府営業時間短縮協力金に関する書類審査等業務、相談コールセンター運営業務および各業務に付随する備品の手配　　　（第１期～第３期） | | 契約期間 | 令和３年１月29日から同年９月30日まで | | 契約金額 | 1,473,216,104円 |  |  |  | | --- | --- | | 業務名称 | 「大阪府営業時間短縮協力金」支給及び関連業務　（第４期～第９期） | | 契約期間 | 令和３年５月19日から令和４年３月31日まで　　　　（令和３年度分） | | 契約金額 | 1,293,474,359円 |  |  | | --- | | 【「大阪府営業時間短縮協力金」支給及び関連業務　契約書】  （総則）  第１条  ３　この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承認及び解除は、書面により行わなければならない。  （再委託の禁止）  第４条　受注者は、この契約の履行について、業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、受注者が、委任し、又は請け負わせようとする受任者又は下請人の名称、委任し又は請け負わせる業務の内容、その他発注者が必要とする事項を書面をもって発注者に通知し、発注者の承認を得て業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせるときは、この限りではない。  ３　受注者は、受任者又は下請負人が、大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第２条第２号に規定する暴力団員又は同条第４号に規定する暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴取し、発注者に提出しなければならない。  （別記）特記仕様書  Ⅱ　個人情報取扱特記事項  （再委託）  第６　受注者は、発注者の承諾がある場合を除き、この契約による事務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。  ２　発注者は、前項の承諾をするに当たっては、少なくとも、別に定める条件を付するものとする。  第６第２項関係　発注者が再委託を承諾する場合に付する条件  (1)　受注者は、業務の一部を再委託する場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にしなければならない。  (2)　(1)の場合、受注者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。  (3)　受注者は、再委託先に対して本委託業務の一部を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理・監督の状況を報告しなければならない。  (4)　(3)の場合、受注者は、発注者自らが再委託先に対して再委託された業務の履行状況を管理・監督することについて、再委託先にあらかじめ承諾させなければならない。 |  |  | | --- | | **【大阪府行政文書管理規程】**  (起案)  第13条　行政文書の起案は、行政文書管理システムを利用する方法により行わなければならない。  (行政文書の保管及び保存)  第23条　保存期間の定めのある行政文書については、行政文書管理システムを利用する方法により保管又は保存をしなければならない。  **【大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則】**  (誓約書の提出等)  第８条  ３　知事は、下請負人に対し、元請負人を通じて、誓約書を、当該公共工事等における下請契約又は再委託契約を締結する前に提出するよう求めるものとする。  **【個人情報取扱事務委託基準】**  ３　委託に当たっての留意事項  (6)　再委託等  委託先が委託事務を再委託する場合（再委託先が再々委託を行う場合以降を含む。）にあっては、実施機関の承認を必要とし、その諾否の判断にあたっては、再委託先（再々委託先以降を含む。）においても個人情報取扱特記事項を遵守することを確認した上で行うこと。 | | １　再委託の承認の手続について、契約書や規則等で定める取扱いとなっていなかった。   1. 契約書では、再委託の承認について、書面により行うこととされているが、口頭により行われていた。また、行政文書管理規程に基づき、行政文書の起案は、行政文書管理システムを利用する方法により行わなければならないとされているが、同システムでの起案は行われておらず、書類等も残っていないため、意思決定の過程が確認できなかった。 2. 契約書及び暴力団等の排除に係る措置に関する規則により徴取することとされている誓約書について、受注者を通じて再委託先から徴取していなかった。 3. 個人情報取扱事務委託基準によれば、委託事務の再委託を承認する場合にあっては、再委託先においても、契約書（別記）特記仕様書で定める「個人情報取扱特記事項」を遵守することを確認した上で行うこととされているが、受注者に口頭で確認したのみであり、書類等での記録は確認できなかった。   ２　精算時の検査では、受注者から関係書類等を取り寄せて確認していたとのことであったが、履行確認における検査調書の決裁文書等には、費用の裏付けとなる確認資料は添付されておらず、容易に検索、閲覧できる管理状態になかった。 | 時短協力金の審査・支給業務等に係る契約手続、文書作成等において、契約書や規則等に係る違反が複数確認されるとともに、支払手続に必要な書類の管理の不備が確認されたことから、再発防止に向けた取組を徹底されたい。  具体的には、監査結果について周知徹底を図るとともに、契約事務、行政文書管理に係る研修を行うなど、職員一人ひとりが担当事務についてリスクを認識し、発生を未然に防止する意識の醸成に取り組まれたい。  また、大阪府内部統制に関する基本方針に基づく内部統制の取組において、リスク評価・点検シートに所属独自の項目を設定するなど、内部統制の推進に努められたい。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和４年11月７日、事務局：令和４年６月13日から同年８月25日まで）

資産と費用の区分誤り

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 南河内農と緑の総合事務所 | 令和３年度の財務諸表（貸借対照表）において、建設仮勘定に計上されている下記の内容を確認したところ、費用として計上すべきものが４件含まれていた。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 年度 | 契約名称 | 金額 | 費用計上すべき金額 | | 平成23年度 | 広域農道23境界復元測量業務の支出命令 | 609,000円 | 609,000円 | | 平成24年度 | 広域農道岩湧地区24物件調査業務の支出命令 | 518,700円 | 518,700円 | | 平成26年度 | 広域農道（26）トンネル点検・診断業務の支出命令 | 810,000円 | 810,000円 | | 平成26年度 | 広域農道岩湧地区（26）物件調査業務の支出命令 | 529,200円 | 529,200円 | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。  【建設仮勘定取扱要領】  第４条　建設仮勘定は、公有財産要領第４条及び第５条に規定する取得年月日又は異動年月日をもって精算しなければならない。  ２　前項に規定する精算と併せて、本資産勘定の額と同額の財産を公有財産台帳に登録しなければならない。  （参考）建設仮勘定の精算処理について  「新公会計制度マニュアル」第一章　新公会計制度の概要、２　新公会計制度特有の会計処理　５　建設仮勘定　より  ○　建設仮勘定は、建設中の固定資産の取得に要した費用について、その施設等が完成し、引き渡しを受けるまでの間、又は供用が開始されるまでの間において一時的にプールするための勘定です。新規取得、改修にかかわらず、その資産価値の上昇を伴う工事等で公有財産台帳等に登録されるものが対象となります。  ○　工事が完了して、供用開始となった時点で固定資産台帳（公有財産システム）への記録を行いますが、併せて、財務会計システムで建物、工作物など整理すべき勘定への精算処理を行うことで、本勘定への振替が行われます。  ○　一部、または全部が費用であるにもかかわらず建設仮勘定に計上している場合、精算登録において費用へ変更することはできませんので、建設仮勘定に計上している金額を複式情報訂正した後に、改めて精算登録を行います。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年11月22日）

収入未済調定繰越手続の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 八尾土木事務所 | 令和２年度において調定した歳入で、当該年度内に収納済とならなかったものについて、翌年度の調定繰越しの決裁手続が行われていなかった。   |  |  | | --- | --- | | 歳入名称 | 調定額 | | 道路橋りょう使用料 | 1,200,000円 | | 検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。  【大阪府財務規則】  （翌年度への調定繰越し）  第30条　歳入徴収者は、毎会計年度において調定した金額で、当該年度内に、収入済みとならなかったもの（不納欠損として整理したものを除く。）は翌年度の調定額に繰り越さなければならない。  【大阪府財務規則の運用】  第30条関係  １　毎会計年度において調定した金額で、出納閉鎖の日までに収納済とならなかったもの（不納欠損として整理したものを除く。）は、翌年度の調定額として繰り越さなければならない。なお、前年度から繰越しをした調定額で、出納閉鎖の日までに収納済とならなかったもの（不納欠損として整理したものを除く。）は、再度翌年度の調定額に繰り越し、その後逓次繰越しをするものとする。  ２　調定繰越しは、システムにより繰越伺書（様式第12号の２）を作成することにより行うものとする。なお、システムにより作成される収入未済繰越一覧表（様式第12号）は、歳入徴収者が繰越伺書に添付して保管しなければならない。（以下書略） |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年11月29日）

管内旅費の支給事務の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 八尾土木事務所 | 管内出張をシステムに重複して入力し、そのまま承認された後、当該重複した出張の取消しを忘れたものが２件あった。  また、旅費支出の際にチェックされず、そのまま決裁を行ったため、旅費が過誤払となっていた。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 職員 | 出張日 | システム入力日 | | 過誤払旅費額 | | 当初入力日 | 重複入力日 | | Ａ | 令和３年11月８日 | 令和３年11月９日 | 令和３年12月６日 | 360円 | | Ｂ | 令和４年２月８日 | 令和４年２月７日 | 令和４年２月７日 | 1,370円 | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、所属のチェック体制を強化する等、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年11月29日）

管内旅費の支給事務の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 八尾土木事務所 | 管内出張をシステムに誤った内容で入力し、承認されなかったものについて、修正した内容を再度提出することなく、旅費が未払となっていたものがあった。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 職員 | 出張先 | 出張日 | 未払旅費額 | | Ａ | 柏原市 | 令和３年６月22日 | 840円 | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、所属のチェック体制を強化する等、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年11月29日）

不適切な服務管理

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 八尾土木事務所 | 人間ドック（二次検診）に係る職務専念義務の免除について、受診前後の勤務に服さなかった時間は年休等取得の手続を行わなければならないが、全日にわたって職務専念義務が免除されていた。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 職員 | 健康診断名 | 検診日 | 検診等の時間 | 職務に専念する  義務の免除を  承認した時間 | | Ａ | 人間ドック（二次検診） | 令和３年  ４月26日 | 午後１時00分  から  午後３時30分  まで | 午前９時00分  から  午後５時30分  まで  （全日） | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。   |  |  |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 【地方公務員法】  (職務に専念する義務)  第35条　職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。  【職務に専念する義務の特例に関する条例】  (職務に専念する義務の免除)  第２条　府の職員及び府が設立した地方独立行政法人法第２条第２項に規定する特定地方独立行政法人(以下「特定地方独立行政法人」という。)の職員は、[次の各号](http://www.pref.osaka.lg.jp/houbun/reiki/reiki_honbun/k201RG00000275.html#e000000037)の一に該当する場合においては、あらかじめ任命権者(特定地方独立行政法人の理事長を含む。)又はこれらの委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。  二　厚生に関する計画の実施に参加する場合  【勤務時間、休日、休暇、出勤簿、服務】（総務事務システム「マニュアル・規定集・データ集」）  ○条例に基づく職務専念義務の免除  本府においては、職務専念義務の特例を「職務に専念する義務の特例に関する条例」及び「職務に専念する義務の特例に関する規則」により定めており、次に掲げる場合には、例外的に職務に専念する義務の免除を受けることができる。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 根拠 | 条文 | 具体例 | 備考 | | 条例  第２条  第２号 | 厚生に関する計画の実施に参加する場合 | 健康管理  ア．希望者を対象のもの  人間ドック、婦人科検診、大腸検診  （以下略） | （略） | | |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年11月29日）

時間外等勤務実績の登録・確認の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 八尾土木事務所 | 職員が時間外勤務命令を受け時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績の入力を行い、直接監督責任者は総務事務システムにより、職員の時間外勤務実績の入力漏れがないか確認しなければならないが、ともに当該行為を怠ったため、時間外勤務手当が支給されていないものがあった。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 職員 | 事実発生時期 | 件数 | | Ａ | 令和３年４月 | １件 | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、職員に対し、時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績を入力するよう周知徹底し、直接監督責任者による確認を徹底することなどを通じ、適切な服務管理を行われたい。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年11月29日）

給料等の支給事務の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 八尾土木事務所 | 職員が病気休暇を90日を超えて取得した場合には、給料等を減額しなければならないが、給料等の減額事務が行われず過誤払となっていた。  また、所属は減額後の給料等の計算に誤りがないか確認すべきところ、確認されていなかった。   |  |  | | --- | --- | | 職員 | 給料・地域手当  過誤払額 | | Ａ | 16,147円 | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、所属のチェック体制を強化する等、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。   |  | | --- | | 【職員の給与に関する条例】  （給料の半減）  第28条の二　前条第１項の規定にかかわらず、職員が負傷若しくは疾病に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置（任命権者が定めるものに限る。）により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日（結核性疾患による就業禁止の措置である場合にあつては、一年）を超えて勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、給料の半額を減ずるものとし、第26条の三に規定する教職調整額の額は給料月額の半減後の額を基礎として算出した額とする。ただし、人事委員会規則で定める手当の算定については、給料の半減前の額をその算定の基礎となる給料の額とする。  ２　前項に規定するもののほか、給料の半減に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。  【職員の給与の支給方法等に関する規則】  (半減前の給料の額が算定の基礎となる手当)  第22条　条例第28条の２第１項の人事委員会規則で定める手当は、条例第17条に規定するへき地手当とする。  【勤務時間、休日、休暇、出勤簿、服務（総務事務システム「マニュアル、規程集、データ集」）】勤務管理  ３　病気休暇  ○期間・単位等  (２) 病気休暇開始の日から起算して90日を超えて勤務しないときは、注１）給料を 注２）半減する。  　　略  　注１）　「給料」には、職員の給与に関する条例第８条の規定による給料の調整額が含まれる。  　注２）　給料の半額が減ぜられた場合における地域手当、期末手当、勤勉手当及び期末特別手当の算定の基礎となる給料の月額は、当該半減後の額となる。 | |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年11月29日）

資産と費用の区分誤り

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 八尾土木事務所 | 令和３年度の財務諸表（貸借対照表）において、建設仮勘定に計上されている下記の内容を確認したところ、費用として計上すべきものが２件含まれていた。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 年度 | 契約名称 | 金額 | 費用計上すべき金額 | | 平成29年度 | 一級河川恩智川法善寺多目的遊水地旧恩智川測量委託 | 5,246,640円 | 5,246,640円 | | 令和元年度 | 一般国道308号外土質調査委託 | 4,446,200円 | 4,446,200円 | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。  【建設仮勘定取扱要領】  第４条　建設仮勘定は、公有財産要領第４条及び第５条に規定する取得年月日又は異動年月日をもって精算しなければならない。  ２　前項に規定する精算と併せて、本資産勘定の額と同額の財産を公有財産台帳に登録しなければならない。  （参考）建設仮勘定の精算処理について  「新公会計制度マニュアル」第一章　新公会計制度の概要、２　新公会計制度特有の会計処理　５　建設仮勘定　より  ○　建設仮勘定は、建設中の固定資産の取得に要した費用について、その施設等が完成し、引き渡しを受けるまでの間、又は供用が開始されるまでの間において一時的にプールするための勘定です。新規取得、改修にかかわらず、その資産価値の上昇を伴う工事等で公有財産台帳等に登録されるものが対象となります。  ○　工事が完了して、供用開始となった時点で固定資産台帳（公有財産システム）への記録を行いますが、併せて、財務会計システムで建物、工作物など整理すべき勘定への精算処理を行うことで、本勘定への振替が行われます。  ○　一部、または全部が費用であるにもかかわらず建設仮勘定に計上している場合、精算登録において費用へ変更することはできませんので、建設仮勘定に計上している金額を複式情報訂正した後に、改めて精算登録を行います。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年11月29日）

資産と費用の区分誤り

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 八尾土木事務所 | 令和３年度の財務諸表（貸借対照表）において、下記の仕訳の内容を確認したところ、建設仮勘定に計上すべきものが費用として処理されていた。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 年度 | 契約名称 | 金額 | 建設仮勘定に計上すべき金額 | | 令和３年度 | 一般府道大阪羽曳野線（八尾富田林線）連続高架橋梁詳細設計委託 | 8,020,000円 | 8,020,000円 | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。  【大阪府公有財産台帳等処理要領】  別表４　固定資産計上基準表  （固定資産計上の基本方針）  １．取得時点での取引価格（購入代価等）だけではなく、その財産を取得するために要した付随的支出（詳細設計費など）も含めて資産として計上する。  ２．取得後に、当該資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことに要した支出は資産として計上する。なお、この場合における付随的支出についても前項の規定を準用する。  【建設仮勘定取扱要領】  （建設仮勘定の計上）  第３条　建設仮勘定に計上する対象資産は、作成基準第15条第１号アに規定する有形固定資産（土地を除く。）、同条第２号アに規定する有形固定資産（土地を除く。）及び同条第６号に規定するソフトウェアとする。  ２　建設仮勘定に計上する金額は、公有財産要領別表４「固定資産計上基準表」に基づき、取得に要する価額及び付随的支出を計上しなければならない。  第４条　建設仮勘定は、公有財産要領第４条及び第５条に規定する取得年月日又は異動年月日をもって精算しなければならない。  ２　前項に規定する精算と併せて、本資産勘定の額と同額の財産を公有財産台帳に登録しなければならない。  （参考）建設仮勘定の精算処理について  「新公会計制度マニュアル」第一章　新公会計制度の概要、２　新公会計制度特有の会計処理　５　建設仮勘定　より  ○　建設仮勘定は、建設中の固定資産の取得に要した費用について、その施設等が完成し、引き渡しを受けるまでの間、又は供用が開始されるまでの間において一時的にプールするための勘定です。新規取得、改修にかかわらず、その資産価値の上昇を伴う工事等で公有財産台帳等に登録されるものが対象となります。  ○　工事が完了して、供用開始となった時点で固定資産台帳（公有財産システム）への記録を行いますが、併せて、財務会計システムで建物、工作物など整理すべき勘定への精算処理を行うことで、本勘定への振替が行われます。  ○　一部、または全部が費用であるにもかかわらず建設仮勘定に計上している場合、精算登録において費用へ変更することはできませんので、建設仮勘定に計上している金額を複式情報訂正した後に、改めて精算登録を行います。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年11月29日）

固定資産の計上誤り

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 八尾土木事務所 | 公有財産台帳を確認したところ、土地取得に係る補償費用について、土地取得価額に計上する必要があるが、計上されていなかった。  また、前払金として計上されていた補償費用について、土地勘定への振替処理がなされていなかった。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 土地 | 未計上額 | 前払金  （※） | 土地取得価額として計上すべき金額 | | 大阪府東大阪市稲葉３丁目923-11 | 68,898,200円 | 25,953,274円 | 94,851,474円 |   ※ 取得前における対価の支出は「前払金」に計上し、取得時に土地勘定に振り替える。 | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。  【大阪府公有財産台帳等処理要領】  （台帳の異動登録）  第５条　財産の所管換え、増改築、売払い等（以下「異動」という。）により、台帳に記載する内容に数量等の増減や事項の補正等の必要が生じた場合は、速やかにシステムを用いて当該内容の増減登録や事項修正登録を行うものとする。（以下略）  （台帳価格）  第12条　台帳に登録する取得価額（一円に満たない場合は一円とする。）は、次の各号によるものとする。  五　売却、撤去等で財産の滅失が生じた場合は、次の各号に掲げるとおり、取得価額を減額（以下「除却」という。）する。  イ　台帳に登録のある一財産のうち一部を滅失した場合  滅失した部分相当額を、登録されている取得価額から除却する。この場合、除却する取得価額は、別表４「固定資産計上基準表」により算定する。  別表４　固定資産計上基準表  （固定資産計上の基本方針）  １．取得時点での取引価格（購入代価等）だけではなく、その財産を取得するために要した付随的支出（詳細設計費など）も含めて資産として計上する。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年11月29日）

管内旅費の支給事務の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 富田林土木事務所 | 管内出張をシステムに重複して入力し、そのまま承認された後、当該重複した出張の取消しを忘れたものがあった。  また、旅費支出の際にチェックされず、そのまま決裁を行ったため、旅費が過誤払となっていた。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 職員 | 出張日 | システム入力日 | | 過誤払旅費額 | | 当初入力日 | 重複入力日 | | Ａ | 令和３年７月27日 | 令和３年７月26日 | 令和３年７月26日 | 420円 | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、所属のチェック体制を強化する等、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年11月16日）

不適切な服務管理

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 富田林土木事務所 | 特別休暇（服喪休暇）について、親族の対象外の者を承認しているものがあった。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 職員 | 続柄 | 休暇承認日 | | Ａ | 配偶者のおば（服喪休暇対象外） | 令和４年１月28日 | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、所属のチェック体制を強化する等、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。   |  |  |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 【職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例】  （特別休暇）  第15条　任免権者は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める期間の特別休暇を与えることができる。  　六　前各号に掲げるもののほか、人事委員会規則で定める場合　人事委員会規則で定める期間  【職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則】  （特別休暇）  第10条　条例第15条第６号の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に定める場合とし、同号の人事委員会規則で定める期間は、当該各号に定める期間とする。  　六　親族の喪に服する場合　別表第５に定める日数以内で必要と認める期間  　別表第５（第10条関係）   |  |  | | --- | --- | | 死亡した者 | 日数 | | 父母、配偶者、子 | ７日 | | 祖父母、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母 | ３日 | | 孫、子の配偶者、配偶者の子、祖父母の配偶者、配偶者の祖父母、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹、おじ又はおば、おじ又はおばの配偶者 | １日 |   　（以下略） | |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年11月16日）

不適切な服務管理

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 富田林土木事務所 | 55セルフドック（二次検診）に係る職務専念義務の免除について、受診終了後の勤務に服さなかった時間は年休等取得の手続を行わなければならないが、全日にわたって職務専念義務が免除されていた。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 職員 | 健康診断名 | 検診日 | 検診等の時間 | 職務に専念する  義務の免除を  承認した時間 | | Ａ | 55セルフドック（二次検診） | 令和４年  ３月25日 | 午前９時00分  から  午後１時00分  まで | 午前９時00分  から  午後５時30分  まで  （全日） | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。   |  |  |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 【地方公務員法】  (職務に専念する義務)  第35条　職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。  【職務に専念する義務の特例に関する条例】  (職務に専念する義務の免除)  第２条　府の職員及び府が設立した地方独立行政法人法第２条第２項に規定する特定地方独立行政法人(以下「特定地方独立行政法人」という。)の職員は、[次の各号](http://www.pref.osaka.lg.jp/houbun/reiki/reiki_honbun/k201RG00000275.html#e000000037)の一に該当する場合においては、あらかじめ任命権者(特定地方独立行政法人の理事長を含む。)又はこれらの委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。  二　厚生に関する計画の実施に参加する場合  【勤務時間、休日、休暇、出勤簿、服務】（総務事務システム「マニュアル・規程集・データ集」）  ○条例に基づく職務専念義務の免除  本府においては、職務専念義務の特例を「職務に専念する義務の特例に関する条例」及び「職務に専念する義務の特例に関する規則」により定めており、次に掲げる場合には、例外的に職務に専念する義務の免除を受けることができる。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 根拠 | 条文 | 具体例 | 備考 | | 条例  第２条  第２号 | 厚生に関する計画の実施に参加する場合 | 健康管理  ア．希望者を対象のもの  人間ドック、婦人科検診、大腸検診  （以下略） | （略） | | |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年11月16日）

時間外等勤務実績の登録・確認の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 富田林土木事務所 | 職員が時間外勤務命令を受け時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績の入力を行い、直接監督責任者は総務事務システムにより、職員の時間外勤務実績の入力漏れがないか確認しなければならないが、ともに当該行為を怠ったため、時間外勤務手当が支給されていないものがあった。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 職員 | 事実発生時期 | 件数 | | Ａ | 令和３年８月 | １件 | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、職員に対し、時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績を入力するよう周知徹底し、直接監督責任者による確認を徹底することなどを通じ、適切な服務管理を行われたい。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年11月16日）

建設仮勘定の精算事務の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 富田林土木事務所 | １　令和３年度の財務諸表（貸借対照表）において、建設仮勘定に計上されている下記の内容を確認したところ、工事が完了し供用が開始されているにも関わらず、建設仮勘定に計上されたままとなっていた。また、費用として計上すべきものが含まれていた。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 年度 | 契約名称 | 金額 | 資産計上すべき金額 | | 平成29年度 | 一般府道大阪羽曳野線地積測量図作成業務 | 302,400円 | 302,400円 |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 年度 | 契約名称 | 金額 | 費用計上すべき金額 | | 令和２年度 | 一級河川天見川土質調査委託 | 4,750,000円 | 4,750,000円 |   ２　道路防災工事について、工事完了後の事務処理誤りにより、資産と建設仮勘定に二重計上されていた。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 年度 | 契約名称 | 金額 | 建設仮勘定に計上すべき金額 | | 令和２年度 | 一般国道３７１号道路防災工事 | 42,143,500円 | 0円 | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。  【建設仮勘定取扱要領】  （建設仮勘定の計上）  第３条　建設仮勘定に計上する対象資産は、作成基準第15条第１号アに規定する有形固定資産（土地を除く。）、同条第２号アに規定する有形固定資産（土地を除く。）及び同条第６号に規定するソフトウェアとする。  ２　建設仮勘定に計上する金額は、公有財産要領別表４「固定資産計上基準表」に基づき、取得に要する価額及び付随的支出を計上しなければならない。  第４条　建設仮勘定は、公有財産要領第４条及び第５条に規定する取得年月日又は異動年月日をもって精算しなければならない。  ２　前項に規定する精算と併せて、本資産勘定の額と同額の財産を公有財産台帳に登録しなければならない。  （参考）建設仮勘定の精算処理について  「新公会計制度マニュアル」第一章　新公会計制度の概要、２　新公会計制度特有の会計処理　５　建設仮勘定　より  ○　建設仮勘定は、建設中の固定資産の取得に要した費用について、その施設等が完成し、引き渡しを受けるまでの間、又は供用が開始されるまでの間において一時的にプールするための勘定です。新規取得、改修にかかわらず、その資産価値の上昇を伴う工事等で公有財産台帳等に登録されるものが対象となります。  ○　工事が完了して、供用開始となった時点で固定資産台帳（公有財産システム）への記録を行いますが、併せて、財務会計システムで建物、工作物など整理すべき勘定への精算処理を行うことで、本勘定への振替が行われます。  ○　一部、または全部が費用であるにもかかわらず建設仮勘定に計上している場合、精算登録において費用へ変更することはできませんので、建設仮勘定に計上している金額を複式情報訂正した後に、改めて精算登録を行います。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年11月16日）

資産と費用の区分誤り

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 富田林土木事務所 | 令和３年度の財務諸表（貸借対照表）において、下記の仕訳の内容を確認したところ、資産として計上すべきものが費用として処理されていた。また、建設仮勘定として計上すべきものが４件含まれていた。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 年度 | 契約名称 | 金額 | 資産計上すべき金額 | | 令和３年度 | 主要地方道大阪中央環状線外道路照明灯更新工事 | 54,013,300円 | 49,918,278円 |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 年度 | 契約名称 | 金額 | 建設仮勘定に計上すべき金額 | | 令和３年度 | 一般国道３０９号外道路照明柱更新工事 | 22,900,000円 | 18,549,719円 | | 令和３年度 | 一般府道大阪羽曳野線（八尾富田林線）道路詳細設計委託 | 3,720,000円 | 3,720,000円 | | 令和３年度 | 都市計画道路堺港大堀線道路詳細設計委託 | 2,170,000円 | 2,170,000円 | | 令和３年度 | 大和川水系石見川第六支渓砂防是堰堤管理用道路詳細設計委託 | 177,800円 | 177,800円 | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。  【大阪府公有財産台帳等処理要領】  別表４　固定資産計上基準表  （固定資産計上の基本方針）  １．取得時点での取引価格（購入代価等）だけではなく、その財産を取得するために要した付随的支出（詳細設計費など）も含めて資産として計上する。  ２．取得後に、当該資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことに要した支出は資産として計上する。なお、この場合における付随的支出についても前項の規定を準用する。  【建設仮勘定取扱要領】  （建設仮勘定の計上）  第３条　建設仮勘定に計上する対象資産は、作成基準第15条第１号アに規定する有形固定資産（土地を除く。）、同条第２号アに規定する有形固定資産（土地を除く。）及び同条第６号に規定するソフトウェアとする。  ２　建設仮勘定に計上する金額は、公有財産要領別表４「固定資産計上基準表」に基づき、取得に要する価額及び付随的支出を計上しなければならない。  第４条　建設仮勘定は、公有財産要領第４条及び第５条に規定する取得年月日又は異動年月日をもって精算しなければならない。  ２　前項に規定する精算と併せて、本資産勘定の額と同額の財産を公有財産台帳に登録しなければならない。  （参考）建設仮勘定の精算処理について  「新公会計制度マニュアル」第一章　新公会計制度の概要、２　新公会計制度特有の会計処理　５　建設仮勘定　より  ○　建設仮勘定は、建設中の固定資産の取得に要した費用について、その施設等が完成し、引き渡しを受けるまでの間、又は供用が開始されるまでの間において一時的にプールするための勘定です。新規取得、改修にかかわらず、その資産価値の上昇を伴う工事等で公有財産台帳等に登録されるものが対象となります。  ○　工事が完了して、供用開始となった時点で固定資産台帳（公有財産システム）への記録を行いますが、併せて、財務会計システムで建物、工作物など整理すべき勘定への精算処理を行うことで、本勘定への振替が行われます。  ○　一部、または全部が費用であるにもかかわらず建設仮勘定に計上している場合、精算登録において費用へ変更することはできませんので、建設仮勘定に計上している金額を複式情報訂正した後に、改めて精算登録を行います。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年11月16日）

管内旅費の支給事務の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| モノレール建設事務所 | 管内出張をシステムに重複して入力し、そのまま承認された後、当該重複した出張の取消しを忘れたものがあった。  また、旅費支出の際にチェックされず、そのまま決裁を行ったため、旅費が過誤払となっていた。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 職員 | 出張日 | システム入力日 | | 過誤払旅費額 | | 当初入力日 | 重複入力日 | | Ａ | 令和３年９月29日 | 令和３年９月15日 | 令和３年９月28日 | 660円 | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、所属のチェック体制を強化する等、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年10月19日）

公有財産台帳の登載誤り

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| モノレール建設事務所 | 借用財産について、公有財産台帳への登載を行っていないものがあった。  　※数量については、面積での契約ではなく、区画番号で契約しており、数量１としている。   |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 種別 | 所在地 | 借用数量 | 借用目的 | 年間借用料 | 借用期間 | | 建物 | 大阪府東大阪市長田東５－３－９ | 367.62㎡ | 執務室として使用 | 8,073,840円 | 令和３年３月１日から令和４年２月28日まで | | 建物 | 大阪府東大阪市長田東５－３－９ | 367.62㎡ | 執務室として使用 | 8,073,840円 | 令和４年３月１日から令和５年２月28日まで | | 建物 | 大阪府東大阪市長田東５－３－９ | 1（※） | 駐車場 | 198,000 円 | 令和３年４月１日から令和５年３月31日まで | | 検出事項について、速やかに公有財産台帳に登載されたい。  また、所属のチェック体制を強化する等、大阪府公有財産台帳等処理要領等に基づき、適正な事務処理を行われたい。   |  | | --- | | 【大阪府公有財産台帳等処理要領】  （借用財産）  第18条　部局長等は、所管事業にかかわる借地及び借家（借建物）の契約等を行ったときは、借用財産としてシステムを用いて借用登録を行うものとする。  ２　登録した借用財産の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。  【公有財産事務の手引】  第２章　公有財産の取得  　第３節　借用  　　府が行政遂行の手段として､他者の所有する財産を許可又は契約（賃貸借契約､使用貸借契約）により借り受けることをいう。  借用財産は、公有財産ではないが、公用又は公共用に供するために借用する財産は公有財産と同様に管理する必要がある。その用に供するために土地や建物を１年以上の期間借用する場合は、公有財産台帳等管理システムに登録すること。 | |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年10月19日）

資産と費用の区分誤り

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| モノレール建設事務所 | 令和３年度の財務諸表（貸借対照表）において、下記の仕訳の内容を確認したところ、建設仮勘定に計上すべきものが費用として処理されていた。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 年度 | 契約名称 | 金額 | 建設仮勘定に計上すべき金額 | | 令和３年度 | 大阪モノレール（仮称）瓜生堂車両基地内の支柱等建設工事委託 | 333,460,000円 | 333,460,000円 | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。  【大阪府公有財産台帳等処理要領】  別表４　固定資産計上基準表  （固定資産計上の基本方針）  １．取得時点での取引価格（購入代価等）だけではなく、その財産を取得するために要した付随的支出（詳細設計費など）も含めて資産として計上する。  ２．取得後に、当該資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことに要した支出は資産として計上する。なお、この場合における付随的支出についても前項の規定を準用する。  【建設仮勘定取扱要領】  （建設仮勘定の計上）  第３条　建設仮勘定に計上する対象資産は、作成基準第15条第１号アに規定する有形固定資産（土地を除く。）、同条第２号アに規定する有形固定資産（土地を除く。）及び同条第６号に規定するソフトウェアとする。  ２　建設仮勘定に計上する金額は、公有財産要領別表４「固定資産計上基準表」に基づき、取得に要する価額及び付随的支出を計上しなければならない。  第４条　建設仮勘定は、公有財産要領第４条及び第５条に規定する取得年月日又は異動年月日をもって精算しなければならない。  ２　前項に規定する精算と併せて、本資産勘定の額と同額の財産を公有財産台帳に登録しなければならない。  （参考）建設仮勘定の精算処理について  「新公会計制度マニュアル」第一章　新公会計制度の概要、２　新公会計制度特有の会計処理　５　建設仮勘定　より  ○　建設仮勘定は、建設中の固定資産の取得に要した費用について、その施設等が完成し、引き渡しを受けるまでの間、又は供用が開始されるまでの間において一時的にプールするための勘定です。新規取得、改修にかかわらず、その資産価値の上昇を伴う工事等で公有財産台帳等に登録されるものが対象となります。  ○　工事が完了して、供用開始となった時点で固定資産台帳（公有財産システム）への記録を行いますが、併せて、財務会計システムで建物、工作物など整理すべき勘定への精算処理を行うことで、本勘定への振替が行われます。  ○　一部、または全部が費用であるにもかかわらず建設仮勘定に計上している場合、精算登録において費用へ変更することはできませんので、建設仮勘定に計上している金額を複式情報訂正した後に、改めて精算登録を行います。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年10月19日）

中之島図書館における図書館サービスについて　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　対象受検機関：中之島図書館

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事務事業の概要 | 検出事項 | 改善を求める事項（意見） |
| １　中之島図書館の概要  (1) 役割  ・図書館法第３条各号に定める図書館業務（①郷土資料・地方行政資料等（以下「図書館資料」という。）を収集し一般公衆の利用に供する ②図書館資料の目録整備 ③図書館資料の利用相談対応 ④図書館資料の相互貸借 ⑤閲覧所等の設置 ⑥読書会や資料展示会等の主催・開催奨励 ⑦時事に関する情報・参考資料の紹介・提供 ⑧教育活動の機会の提供等 ⑨学校・博物館・研究所等との協力）に加え、中之島図書館では、市町村図書館では収集が難しい専門的資料の収集・提供や司書の専門性を高めるための研修等、市町村図書館の円滑な運営の支援を中央図書館と共同で行っている。  (2) 中央図書館との役割分担  ・中之島図書館：大阪資料・古典籍（※）とビジネス支援に関する資料の収集・提供に特化したサービス  （※）大阪資料：文学・歴史・政治・経済など大阪に関する全分野の本をはじめ行政資料や大阪発の情報誌等  古典籍：一般的には明治元（1868）年頃以前に、日本で書写または印刷された書籍や記録文書で、現代において価値が認められるものをさすが、これに加えて中之島図書館では明治以降に刊行された和綴じの資料など古典籍と同じ取扱いをしている資料を総称して「古典籍資料」という。  ・中央図書館：総合的な図書館として資料の収集・提供、子ども児童サービス（読書活動推進のための研修・講座等）、障がい者サービス（対面朗読、点字図書の郵送貸出等）、協力貸出や資料搬送車の運用、府内市町村図書館員を対象とした研修事業等の協力振興業務、児童文学館機能  (3) 沿革  ・明治37（1904）年３月　開館  ・昭和49（1974）年５月　本館及び左右両翼の３棟が国の重要文化財に指定  ・平成８（1996）年５月 大阪資料・古典籍を中心としたサービスを提供する府立図書館としてリニュー  アルオープン  ・平成16（2004）年４月　ビジネス支援サービス開始  ・令和２（2020）年10月　書庫の耐震改修工事に伴い書庫内資料の大半を外部書庫及び中央図書館へ移転  （新書庫棟への移転完了は令和６年度予定）  ２　中之島図書館における図書館サービス  (1) 大阪資料・古典籍  ・大阪資料・古典籍に関する資料の収集・整理、目録の作成  ・全国から寄せられる大阪資料・古典籍に関する調査依頼や、来館者からの相談への対応  ・よくある相談（地図、地名、人物情報、歴史的事項等）について調査で活用できる資料等の解説や調査方法をまとめた調査ガイドや、類似の事例を検索できる事例データベース、大阪に関する文献情報を調べるための「おおさかポータル」をホームページ上に公開  ・大阪資料・古典籍利用促進のための展示・講演会・古文書講座等の開催  (2) ビジネス支援  ・ビジネスに関する実務書、調査資料、流通していない業界資料（社史や業界団体発行資料等）の収集及び提供  ・企業情報、業界情報、新聞記事、判例等の多様なデータベースの提供  ・パソコン持込利用者のための無線LANフリースポット環境の提供  ・ビジネスに関する相談及び調査の依頼に対し、所蔵資料やインターネットによる資料・情報提供  ・ビジネスでの調査に有用な図書・雑誌、Web情報や調査方法をテーマごとに紹介した調査ガイドを作成し、ホームページ上に公開  ・ビジネス関連のセミナーや講座の開催  (3) 利用状況  ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、臨時休館（令和２年３月２日～５月15日、令和３年４月25日～６月20日）となったが、閲覧席の席数を減らすなどの対策を講じた上で通常開館を行っている。  ・臨時休館での開館日数減や人流の抑制により、来館者数等が減少傾向となっている。また、書庫の耐震改修工事（令和２年10月～令和６年度）により書庫内資料の大半を外部へ預けたため、あらかじめ資料を予約し取り寄せする必要があることも影響している。  ・来館せずに図書館サービスを利用できるよう、着払いによる郵送貸出（令和２年５月から実施。コロナ収束後も継続予定）、電話・郵送・FAX・Webによる調査相談対応、郵送・Webによる資料の複写等の非来館サービスを行っているが、来館者数等の減少を補うまでには至っていない。  ・データベース利用件数の減少は、来館者数の減少による。また、ビジネスに活用できるデータベースが無料で利用できることが利用者に知られていないことも要因と考えられる。  来館者数等の推移　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 【　】内は開館日1日当たりの平均   |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | |  | 単位 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | | 開館日数 | 日 | 289 | 286 | 260 | 254 | 246 | | 来館者数 | 人 | 358,282  【1,240】 | 346,282  【1,211】 | 311,391  【1,198】 | 203,262  【800】 | 184,150  【749】 | | 貸出人数 | 人 | 57,866  【200】 | 57,998  【203】 | 52,792  【203】 | 45,084  【177】 | 42,702  【174】 | | 貸出冊数  （非来館による郵送貸出を含む） | 冊 | 172,521  【597】 | 173,262  【606】 | 159,123  【612】 | 145,164  【572】 | 130,432  【530】 | | 調査相談件数  （非来館による調査相談を含む） | 件 | 29,170  【101】 | 34,025  【119】 | 28,936  【111】 | 26,510  【104】 | 29,137  【118】 | | データベース利用件数 | 件 | 5,109  【18】 | 6,083  【21】 | 5,372  【21】 | 3,923  【15】 | 3,712  【15】 | | 非来館（着払い）による郵送貸出冊数（貸出冊数の内数） | 冊 | － | － | － | 1,156 | 1,391 | | 非来館による調査相談件数  （電話・郵送・FAX・Web） | 件 | 8,408 | 10,699 | 9,992 | 12,196 | 14,445 | | 非来館による複写件数  （郵送・Web） | 件 | 307 | 268 | 259 | 464 | 464 |   ３　中之島図書館における図書館サービスの認知度  （1）満足度・認知度調査の実施状況  ・毎年12月に来館者を対象にアンケートを実施し、図書館サービスの満足度等の把握を行っている。  （過去５年間では、図書館サービス全体について、大変満足・満足・不満・大変不満のうち、大変満足・満足の合計が毎年95％前後となっている。）  ・中之島図書館で提供しているサービスについて、未利用者を対象とした認知度調査は、これまで実施していない。  ・今後、インターネットでもアンケートを実施することで、未利用者のニーズも把握し、その結果を踏まえて対策を講じていく予定。  (2) 図書館サービスの広報  ・中之島図書館で実施しているサービスについて、ホームページ、SNS、メールマガジン、館内掲示やチラシ配布などのほか、イベントでの紹介、日常業務での案内など広報に努めている。 | 中之島図書館では、新型コロナウイルス感染症の影響により来館者数等が減少傾向にある中、非来館サービスを拡充するなどの工夫を行っているものの、減少を補うまでには至っていない。  更なる利用促進を図るためには、同図書館の提供する特長的なサービスを多くの府民に知ってもらうことが重要であるが、これまで来館者への満足度調査は実施しているものの、未利用者を対象とした認知度調査などは実施されておらず、同図書館サービスがどの程度府民に認知されているか把握できていない。  また、同図書館の特長的なサービスについて、館内等でのチラシの配布やホームページ、SNSなどにより情報発信に努めているものの、利用ニーズが高いと考えられる大学、企業団体等を対象とした戦略的・効果的な広報が十分に行われているとは言えない。 | 大阪資料・古典籍やビジネス支援に特化した中之島図書館の特長をより多くの府民に周知し、認知度を高めるとともに、府民の利用につなげるための取組を検討されたい。  とりわけ、同図書館サービスの利用ニーズが高いと考えられる大学の学生・研究者や企業団体等を対象に、アンケート調査やセミナーの開催、チラシの配布など、認知度の向上と利用促進に向け効果的な方策を検討されたい。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和４年12月５日、事務局：令和４年10月４日）

不適切な服務管理

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 中之島図書館 | 出勤簿を確認したところ、遅参ありとなっているものが２件あった。この２件については、本来年休取得により処理することとしていたが、当該手続が行われずに放置されていた。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 職員 | 日付 | 出勤簿表示 | 原因 | | Ａ | 令和４年３月３日 | 遅参 | 年休入力漏れ | | 令和４年３月28日 | 遅参 | 年休入力漏れ | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、職員の勤務時間、休日休暇等に関する事務の取扱いを遵守することを徹底されたい。今後、再発防止のために所属のチェック体制の強化を図られたい。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年10月４日）

公有財産台帳の登載誤り

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 中之島図書館 | １　行政財産の使用許可の更新について、公有財産台帳への登載を行っていないものがあった。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 種別 | 許可数量 | 目的 | 年間使用料 | 許可期間 | | 建物 | 6.32㎡ | 図書館運営業務に伴う複写機器設置 | （注１）  202,290円 | (注１)  令和２年７月１日から  令和７年６月30日まで | | 建物 | 100㎡ | 大阪府立病院機構の事務書類保管 | 免除 | (注２)  令和４年４月１日から  令和５年３月31日まで | | 土地 | 0.0009㎡ | 津波避難施設表示板設置 | 免除 | (注３)  令和３年４月１日から  令和６年３月31日まで |   （注１）公有財産台帳では、年間使用料の改定に伴う登載が行われず「147,960円」のまま放置されていた。また、許可期間が「平成28年４月１日から令和２年６月30日まで」のまま放置されていた。  （注２）（注３）公有財産台帳では、許可期間が「令和３年４月１日から令和４年３月31日まで」のまま放置されていた。  ２　府有財産の賃貸借契約に伴う貸付状況の更新について、公有財産台帳への登載を行っていないものがあった。   |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 種別 | 貸付数量 | 使用目的 | 貸付目的 | 年間貸付料 | 貸付期間 | | 建物 | 148.64㎡ | 営利 | カフェの営業 | （注４）  3,300,000円 | 平成28年２月15日から  令和７年12月31日まで |   （注４）公有財産台帳では、年間貸付料の改定に伴う登載が行われず「3,240,000円」のまま放置されていた。  ３　借用財産の年間借用料の改定について、公有財産台帳への登載を行っていないものがあった。   |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 種別 | 所在地 | 借用数量 | 借用目的 | 年間借用料 | 借用期間 | | 土地 | 大阪市北区中之島１丁目2-10 | カフェ建物使用面積  148.64㎡ | カフェ施設 | （注５）  1,120,480円 | 令和２年４月１日から  令和５年３月31日まで |   （注５）公有財産台帳では、年間借用料の改定に伴う登載が行われず「983,400円」のまま放置されていた。 | 検出事項について、速やかに公有財産台帳に登載されたい。  また、所属のチェック体制を強化する等、大阪府公有財産台帳等処理要領等に基づき、適正な事務処理を行われたい。   |  | | --- | | 【大阪府公有財産規則】  (使用状況の確認)  第31条　部局長等は、その所管する行政財産の使用の許可の内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年１回、その許可に係る行政財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。  (貸付状況の確認)  第39条　部局長等は、その所管する普通財産の貸付けの内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年一回、その貸付けに係る普通財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。  【大阪府公有財産台帳等処理要領】  （借用財産）  第18条　部局長等は、所管事業にかかわる借地及び借家（借建物）の契約等を行ったときは、借用財産としてシステムを用いて借用登録を行うものとする。  ２　登録した借用財産の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。  （使用許可、貸付又は使用承認の状況）  第19条　部局長等は、使用許可、貸付又は使用承認を行ったときは、システムを用いて使用許可、貸付又は使用承認の情報を当該年度に登録するものとする。  ２　登録した使用許可、貸付又は使用承認の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。  【公有財産事務の手引】  第２章　公有財産の取得  第３節　借用  府が行政遂行の手段として､他者の所有する財産を許可又は契約（賃貸借契約､使用貸借契約）により借り受けることをいう。  借用財産は、公有財産ではないが、公用又は公共用に供するために借用する財産は公有財産と同様に管理する必要がある。その用に供するために土地や建物を１年以上の期間借用する場合は、公有財産台帳等管理システムに登録すること。 | |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年10月４日）